☆聴覚障がいのある子どもの教育における

# 合理的配慮の観点及び一例



聴覚障がいのある児童生徒への合理的配慮って、どんな例があるの?

「教育支援資料」には、聴覚障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点\*¹として整理し、その一例が示されています。そ れを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



① – 1 教育内容
①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
*聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。
例)□ 補聴器等の効果的な活用
□ 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り、簡単な手話等)
の活用に関すること 等
①-1-2 学習内容の変更・調整
*音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。
例) 🗆 外国語のヒアリング等における音質・音量調整
□ 学習室の変更
□ 文字による代替問題の用意
□ 球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
*聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。 例)□ 分かりやすい板書
対抗 □ 対抗
□ 要点を視覚的な情報で提示
□ 身振り、簡単な手話等の使用 等
*聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。
例) □ 座席の位置
□ 話者の音量調整
□ 机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)
□ 防音環境にある指導室
□ 必要に応じて F M式補聴器等の使用 等
①-2-2 学習機会や体験の確保
*言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行
う。
例)□ 話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる。
□ 慣用句等の言葉の表記と意味が異なる言葉の指導
□ ルールや常識等の理解や行動の在り方を考えさせる指導 等

\* 1: ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

**(3**)

施

設

設

備

## ①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例)□ 情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作り を図る。
  - □ 通常の学級での指導に加え、聴覚に障がいがある子供が集まる交流の機会 の情報提供を行う。

# ②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) □ 特別支援学校(聴覚障がい)のセンター的機能の活用をする。
  - □ 難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を活用をする。
  - □ 耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、子どものための交流会の活用を図る。

# ②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) □ 使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子 ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

# ②-3 災害時等の支援体制の整備

例)□ 放送等による避難指示を聞き取ることができない子どもに対し、緊急時の 安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

#### ③一1 校内環境のバリアフリー化

- \*放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。
- 例) □ 教室等の字幕放送受信システム 等
- ③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮
  - \*教室の聞こえの環境を整備する。
  - 例) □ じゅうたん・畳の指導室の確保
    - □ 行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示 等

## ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

例) □ 緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定まで のプロセス\*2を大切にしながら、本人・保護者等と連携し ながら考えていきましよう。



<sup>\* 2:</sup> 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章2(3)「合理的配慮の決定にあたって〜提供までのプロセス〜」をご覧ください。